

新たに対象になった方は申請が必要です！

回覧

定額減税補足給付金（不足額給付）

下記に当てはまる方は、**新たに給付金の対象となる方**となります。
給付には、**個別に申請手続きが必要**ですので、内容をご確認ください。

申請手続きが必要な方

令和6年分所得税・令和6年度住民税所得割がともに0円で、本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ**低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方。**

1 青色専従者・事業専従者（白色）の方

世帯

(例)個人事業主の個人事業を手伝う者（事業専従者）で、事業専従者の給与収入が100万円以下の場合

夫（事業主・納税者）

妻（夫の事業専従者
給与収入100万円：非課税）



扶養できない

すでに定額減税の対象者
1人（本人）×4万円
=4万円

- ①妻本人は非課税で**定額減税の対象外**
- ②税法上、事業専従者は所得によらず扶養親族等には該当しないため、**夫の定額減税上扶養親族とならない**
- ③納税者が世帯にいるため、**低所得者向け給付の対象外**



新たに給付金の対象者となる

2 年金等の合計所得金額が48万円超で、令和6年分所得税・令和6年度住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロの方

世帯

(例)公的年金収入がおおよそ170万円以下である65歳以上の父が、納税者である息子たちと同居の場合（65歳未満の場合は、公的年金収入がおおよそ120万円以下）



父（年金収入170万円）

- ①所得税・住民税所得割ともに非課税→本人は**定額減税の対象外**
- ②年金収入158万円（所得だと48万円）超→**息子の定額減税上扶養親族とならない**
- ③納税者が世帯にいるため、**低所得者向け給付の対象外**



扶養できない

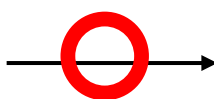


新たに給付金の対象者となる



息子（納税者）

すでに定額減税の対象者
2人（本人と妻）×4万円
=8万円



扶養できる



息子の妻（収入0：非課税）
所得税・住民税ともに非課税
→妻本人は定額減税対象外
息子（夫）の定額減税上で
扶養親族となる。→**対象外**

申請方法は裏面へ！

支給額

原則 **4万円※**を支給します。※扶養状況、調整給付の状況により異なります

申請の方法

- ・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

令和7年9月19日（金）までに、申請してください。

申請書のダウンロードは
市公式ウェブサイトから →



- ・給付金窓口へ備え付けの申請書または各務原市のHPに添付されている申請書に必要な資料を添えて、下記提出先（★）へご提出ください。提出方法は来庁・郵送どちらでも構いません。

【提出するもの】

- 必要事項を記入した申請書
- 本人確認書類（※1）の写し
- 給付金を受け取る口座の情報がわかる書類（※2）の写し
- 『令和5年分および6年分の源泉徴収票 または 確定申告書』などの写し（コピー）
- 専従者の方は『事業主の令和5・6年分所得税の確定申告書（決算書・収支内訳書） または 令和5・6年分青色事業専従者給与に関する届出書』などの写し（コピー）

※1 本人確認書類
マイナンバーカード・運転免許証・在留カード・障害者手帳など

※2 受取口座確認書類
通帳やキャッシュカード等 **銀行名・口座番号・名義人が確できる部分の写し**

給付までの流れ

申請書
を
提出

審査

対象となった方へは
支給決定通知を郵送
※対象外となった方へは、
不支給決定通知を郵送

金額・口座等に変更がなければ、申請いただいた口座
に後日振込み

案内が送付される方

令和6年分所得税額が減額した・こどもの出生等で扶養人数が増加した等、昨年度の給付額から不足額が生じた方には、市から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**または**お知らせ通知**を8月中に送付します。それぞれ案内に従ってお手続きください。

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置についてもご覧ください。

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください！

不足額給付

検索

給付金・定額減税一体措置

検索



(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

★書類提出先

各務原市役所 本庁舎2階 定額減税補足給付金（不足額給付）窓口
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

○ご不明点はお問い合わせください！

定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

☎058-201-2393（受付8：30～17：15（土・日・祝日除く））